

## 愛知県警備業協会規程第3号

### 支部の組織及び運営に関する規程（抄）

#### （目的）

第1条 この規程は、一般社団法人愛知県警備業協会（以下「本会」という。）定款第42条に基づき、支部の組織及び運営に関する事項について定めることを目的とする。

#### （支部の設置）

第2条 本会の下部組織として、愛知県下に6支部を置くこととする。

2 支部の名称及び支部の地域区分は次表のとおりとする。

支部名	支部地域別等区分
中支部	名古屋市中区の警備業者
北東支部	名古屋市千種区・東区・北区・名東区・守山区・尾張旭市 瀬戸市・春日井市・小牧市・江南市・岩倉市・犬山市 清須市・北名古屋市・丹羽郡・西春日井郡の警備業者
西支部	名古屋市西区・中村区・中川区・一宮市・弥富市・稲沢市 津島市・愛西市・あま市・海部郡の警備業者
南支部	名古屋市昭和区・瑞穂区・熱田区・南区・港区・緑区 天白区・豊明市・半田市・東海市・大府市・知多市 常滑市・日進市・長久手市・愛知郡・知多郡の警備業者
三河支部	刈谷市・碧南市・高浜市・安城市・知立市・西尾市 岡崎市・豊田市・新城市・豊川市・蒲郡市・豊橋市 田原市・みよし市・幡豆郡・額田郡・北設楽郡の警備業者
ビルメン 支部	愛知県内のビルメンテナンス業における警備業者

3 ビルメンテナンス業と警備業を兼ねている業者については、ビルメン支部又は所在地地域支部のいずれかに所属するものとする。

以下省略